

# 令和2年第4回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年4月27日(月) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員9名

1 番 北濱 陽子	(欠席)	11 番 田上 正男
(欠席)	7 番 石倉 稔	12 番 安 津久人
3 番 谷内 誠一	8 番 谷内 吉夫	(欠席)
4 番 奥堂 敏春	(欠席)	(欠席)
5 番 山本 恒雄	10 番 森谷 正美	(欠席)

### (2) 欠席委員

2 番 池端 共栄      6 番 坂下 正幸      9 番 山本 秀夫  
13 番 田中 喜義    14 番 新澤 晟      15 番 山崎 覺治

### (3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島1番 宇羅 恒一      輪島6番 東 一郎

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

- (1) 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第13号 農用地利用集積計画の決定について
- (4) 議案第14号 非農地証明願いについて

## 7 報告事項

- (1) 報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出について

## 8 議事

開会 9 : 30 閉会 10 : 20

事務局長	本日は6名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員は2名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、9名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第4回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号1番 北濱 陽子 委員及び 議席番号3番 谷内 誠一 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第11号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第11号の農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。  <b>【議案第11号、1番から3番につき議案書をもとに朗読】</b>

事務局	合計 5 筆 1,596 m <sup>2</sup> で内訳は畑が 1,596 m <sup>2</sup> です。
	いずれも農事組合法人が事業拡大のため個人所有の畑の所有権を譲り受けるものであり、農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	それでは申請番号 1 から 3 番について、地区担当推進委員輪島 1 番
	宇羅 恒一 委員よりご意見をお願いいたします。
宇羅委員	先日現地確認を行いました。譲受人の所有地は法人が今後も畑として
	耕作していくとの事でしたので問題ないと思われます。以上です。
議長	それではこれより質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。
	【議案第 11 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。
	よって【議案第 11 号】は、原案どおり可決決定いたします。
	市長より提出のあった【議案第 12 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします
事務局	議案書 4 ページをご覧ください。議案第 12 号の農地法第 5 条の規定
	による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 2 件です。
事務局	<b>【議案第 12 号、1 番と 2 番につき議案書をもとに朗読】</b>
	合計 4 筆 586 m <sup>2</sup> で内訳は畑が 586 m <sup>2</sup> です。

事務局	<p>1 番については、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力が低い農地であり、農地の広がりや 10ha 未満の区域にある農地であることから第 2 種農地であり、また使用目的は植林用地であり隣接地も全て山林であることから転用により周辺の農地に影響を及ぼすおそれがないことから許可相当と考えております。</p> <p>2 番については、都市計画法の用途地域が定められている区域に位置する農地であることから第 3 種農地であり、農業上の利用の確保の可能性が低いことから許可相当と考えております。</p>
議長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 8 番 谷内 吉夫委員よりご意見をお願いいたします。</p>
谷内委員	<p>4 月 24 日に現地を確認しました。対象地は資料掲載の位置図から実際はもう少し南寄りにずれております。対象地では以前はタバコを作付けしていましたが、現在は特に何もしておらず、周辺は山林なので植林にあてたととしても影響は無いものと思われまます。以上です。</p>
議長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員輪島 6 番 東 一朗委員よりご意見をお願いいたします。</p>
東委員	<p>24 日に譲受人立ち会いの下、現地を確認しました。すでに荒地地となっており、道路を挟んで向かい側に住む譲受人が、駐車場として使用するために譲り受けるものです。隣接は市道や通路、駐車場用地であり、他の方に迷惑がかかることはありません。以上です。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p> <p>(意見・質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 12 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 12 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第 13 号】の農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 8 ページをご覧ください。議案第 13 号の利用権設定各筆明細です。今月は機構への貸付分が 1 件、その他が 1 件です。</p> <p><b>【議案第 13 号、利用権設定各筆明細を議案書をもとに朗読】</b></p> <p>機構への貸付分は合計 1 筆 489 m<sup>2</sup>、期間は 10 年以上で水稻です。その他のものは合計 5 筆 3,671 m<sup>2</sup>、期間は全て 3 年未満、全て畑で作物は野菜です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p> <p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 13 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 13 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に、市長より提出のあった【議案第 14 号】の非農地願承認について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案書 13 ページをご覧ください。議案第 10 号の非農地願承認についてです。今月は 1 件です。</p> <p><b>【議案第 14 号、1 番につき議案書をもとに説明】</b></p>

事務局	以上、19 筆 2,787 m <sup>2</sup> で内訳は畑が 2,787 m <sup>2</sup> で、既に山林原野化したものです。
議長	それでは申請番号 1 番について地区担当議席番号 13 番田中 喜義 委員に代わり議席番号 1 番 北濱 陽子 委員よりご意見をお願いいたします。
北濱委員	24 日に森林組合立ち会いの下現地確認を行いました。木は植林されてから相当期間が経っており、植林後に地目変更すれば良かったのですがそれがなされないまま森林組合さんが間伐を行うにあたり地目が畑になっていることが判明したため今回の申請に至ったものです。周囲も山林化しており特に影響もないと考えます。以上です。
議長	それではこれより質疑を許します。  (意見・質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 14 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 14 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 9 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	議案書 16 ページをお開きください。報告第 9 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 3 件です。  【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】

事務局	合計 42 筆 15,905.82 m <sup>2</sup> です。内訳は田が 11,647.82 m <sup>2</sup> 、畑が 4,258 m <sup>2</sup> です。以上です。
議長	それではこれより質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)
議長	質疑がないようですので【報告第9号】を終わります。 ここで、本来ならば「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」につきご報告いただいております、今回は奥堂 敏春委員にお願いしていたところですが、コロナウイルス感染拡大予防の観点から総会の時間短縮を図るため、遺憾ながら割愛させていただきます。奥堂委員におかれましては、通常の体制で総会が開催できようになった折に改めてご報告をお願いいたします。
議長	以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 それでは第4回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦労さまでした。